平成２８年（フ）第６８号
長野県安曇野市堀金烏川3755番地３、申立時の住所長野県塩尻市大字広丘原新田550－２デュオ・コバヤシＢ101号室
破産者　甕　　曉生
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１２９号
長野県松本市宮渕１丁目４番６号　コーポ宮渕103号
破産者　尾澤　宣良
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第４７号
長野県飯田市鼎中平2780番地２（コーポ熊谷103号）、開始時の住所長野県下伊那郡喬木村7714番地
破産者　羽生　智章
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第２０号
岐阜県高山市新宮町791番地１　喜林ハイムⅡ　210号室（開始決定時の住所　岐阜県高山市岡本町１丁目98番地22　ガーデンテラス岡本103号）
破産者　中田　芳夫
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４２５３号
大阪市住吉区長居西３丁目７番19号ロイヤル長居505号、開始決定時大阪市住吉区長居２丁目１番24号　コーポ富士　505号
破産者　松浦　晴明
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２１号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目30番26号
破産者　西原　圭祐
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０９９号
大阪市西成区旭１丁目８番13号ＭｉＹＯ、87花園Ⅱ番館サービス付マンション620号、前住所大阪市住吉区千躰２丁目８番22－703号
破産者　武内　康時
法定代理人成年後見人　松井　勇二
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１４１号
大阪府泉南郡熊取町朝代西４丁目５番４号
破産者　田中　　香
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２０３号
大阪府寝屋川市萱島本町６番２号
破産者　活ふぐ居酒屋てつこと　松本　哲治
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５７号
大阪府大東市浜町12－18　コアスターレ阪奈1003、開始決定時大阪府大東市諸福３丁目１番44号
破産者　横山　和子
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３４１号
大阪市都島区内代町１丁目11番27－604号
破産者　ｈ　Ｂａｃｋｓｔｕｂｅこと　端野　智之
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３７６号
大阪府豊中市東寺内町11番11－302号
破産者　イラストレーションＤＵＣＫこと　山本　　勉
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９２号
徳島県吉野川市鴨島町牛島字先須賀ノ三132番地４
破産者　中村　武司
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
徳島県板野郡板野町川端字内井30番地１、旧住所徳島県板野郡板野町吹田字西山68番地79
破産者　林崎　典子
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
仙台市青葉区宮町１丁目３番37－302号
破産者　伊藤　朱美
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８号
福島市泉字堀ノ内前10番地の７岩代スプリングスⅡ３号
破産者　本田　　淳
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１００号
茨城県結城市大字久保田61番地58
破産者　柘植　賢士
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第４９９号
神奈川県鎌倉市梶原２番地１　ブランドール鎌倉ウエスト304
破産者　浅野　　咲
1　決定年月日　平成28年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部